

令和3年第10回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年10月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (16名)

1 番 村上 英登	8 番 赤羽 明人	1 5 番 倉田 益式
2 番 塩木 操	9 番 西村 功	1 6 番 吉瀬 久司
3 番 堀 敏	1 0 番 春日 知也	1 7 番 中嶋 隆
4 番 北澤 満	1 1 番 代田 和美	1 8 番 滝沢 久美子
5 番 堺澤 務	1 2 番 宮下 修	1 9 番 氣賀澤 道雄
6 番 田村 晴男	1 3 番 木下 豊	
7 番 森 武雄	1 4 番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

2 0 番 菅沼 佳彦	2 2 番 大沼 昌弘	2 4 番 小原 正隆
2 1 番 白川 眞武	2 3 番 宮澤 秀一	2 5 番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(4名)

9 番 西村 功	1 3 番 木下 豊	1 4 番 上田 佳子
2 1 番 白川 眞武		

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第52 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 農用地利用集積計画の策定について(売買)

報告事項 農地法第5条第1項第8号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 12 番 (宮下)

議事録署名人 15 番 (倉田)

開 会 令和3年10月25日 午後3時01分

局 長 (野村 隆二君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和3年第10回農業委員会
総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

先週の末より急に寒くなりまして、私のことですが、個人的に寒い寒いと言っておりまして、暦を見ましたら先週の22日がちょうど「みずのと」で、昔から母親にこたつを入れるのは「みずのと」か「つちのと」にしろと言われておりまして、次の「つちのと」を見ますと28日でありましたので、慌てて夕方こたつを入れまして、何とかこの寒い中を過ごしております。

それは別としまして、秋のほうも大分収まりまして、一年間お疲れさまでした。

それで、先日、私の所属する法人のほうで理事会がありまして、その中で県の農政局の方から9月25日現在の今年の水稲の収穫量について情報を得ましたので、少しお話ししたいと思います。

10a当たりの収穫量が南信は602kgということで、指数が96ですので、やや不良に入ります。

北信が97、東信96、中信が100ということで、長野県とすると作況指数が98ということだそうです。

全国的に見ますと、全国が100ということです。ということは、北海道が108、それから東北が102、関東が101で、あとそれ以外の北陸、近畿、中国、東海、沖縄、四国、九州が100以下ということで、やはり農作物は何でもそうなんですけど、北海道の作柄で決まってくるわけですが、北海道が108、それからコメどころの東北が102ということで、御存じのように米の価格が非常に廉価されて安くなっているという状況になっているというような感じがありました。

これが今年で終わればいいんですけども、また来年は米の需要減に伴いましてまた減反のほうの割合も増えてくると思います。

それに合わせて減反分の作物を何にするかという問題も出てくるわけですが、先月ありました認定農業者の会の中で堺澤委員からもありましたように、こういう天候不順といいますか、今までにない気候変動の中で米以外のものを作るのは場所によって何にするかが非常に難しくなっている状況

もあります。そんなことも含めて、これからの農業課題としてあると思います。

また皆さんのお力を借りて進めていくこともあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

最後になりましたけれども、先月の認定農業者との意見交換会におきましては、活発に意見を出していただきましてありがとうございます。

以上です。

局 長 (野村 隆二君)

続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、15番 倉田益式委員、よろしくお願ひいたします。

1 5 (倉田 益式君)

では、会議の前の一言ということですが。

会長のほうから米の作況指数の話がありましたけど、私も米とソバとブルーベリーを作っています。

ソバなんですけれども、夏ソバと秋ソバとまいて作ってはみたんですが、夏ソバは猿に食べられてしまい収穫量はゼロでした。それから秋ソバも、最初はいいかなと思ったんですが、こういう天候で雨に降られましてどんどんどんどん悪くなり、9月に入って収穫に来てもらったんですけれども、結局もう刈っても実入りが無いということで、今年はゼロで、今年はソバの収穫はゼロ、ゼロという、そういう年でした。こんな年が続くのかなあと思っています。

あとは、身近なことを御紹介して、それが市の状況にもつながるのかなあとということでお話させていただきたいと思います。

今日、実は組合員が1人亡くなりまして葬儀がありました。私が10年ぐらい前に上穂町の農家営農組合長になっているんですが、その後、農家組合長をやっていた方で、74歳の若さで今日が葬儀となりました。ということで、組合員がまた1人減ったということです。

私が駒ヶ根に戻ってきてからちょうど13年になります。戻ってきてすぐ、今から10年ぐらい前に駒ヶ根にちょうど戻ってきたから農家組合長をやれよということでやったんです。年度の総会があるんですが、その当時の総会メンバーですけれども、上穂町1・2・3・4・5町内とあるんですが40～50名のメンバーが総会に出席していました。

その中で、もう既に亡くなられておられる方もおり、10年近くたちますんで顔ぶれはもう全然変わってきております。10年前に40～50名いた総会の出席者ですが、今年度は10名ちょっとです。それが駒ヶ根市の上穂町区の現在の組合員の実情になっています。

10年たつと人も変わり、もう全然メンバーも変わってきているということで、今日亡くなられた方は、後継者は娘さんが1人おられるんですけれども、

多分百姓はしないと思うんです。ですから、今やっている方が亡くなるたびに農家は1つずつ減るようになります。

私も実は家族は██████におりまして、今一人で百姓をやっています。ですから、私があと何年持つか、20年持つか持たないか分からないですけど、私限りうちも百姓は終わりかなあというふうに思うんです。

そんな状況が上穂町の状況です。皆様も似たような状況になっているかなあと思っているわけですけど、今、農政部の会合で市長への意見書の取りまとめをしていく中でいろいろ思いながら作業に取り組みさせていただいております。

ちょっと1枚資料をお配りしたんですけども、新聞の上はネットの記事です。下は新聞の記事ですけども、上はSociety5.0、最先端の機能で広がる未来の社会ということです。

後で見いただいたら結構ですけども、産業革命っていうのは皆さん御存じのとおりなんですけれども、今の時代は、AIとIoT、これが非常に急速に広まっているということなんですよね。だから、産業革命っていう言い方にすると第4次あるいは第5次の産業革命だと、こういったようなことが言われております。

それは何だろうといったら、農業に関してもそういう技術革新が普及されて全く違う農業の形が出てくるんじゃないかなあということで、今すぐにというわけじゃないんですけども、10年たったらもう全然変わっているんじゃないかというふうに思います。

一方ではそういう社会の流れもあるんですけども、これは信毎の記事を持ってきたんですけども、5年で農業従事者が2割減っているということで、身近なところを見ると、ああこれが日本全国の現状なのかなあと思います。

そんな中、駒ヶ根も例外ではない、あるいはもっとひどい状況になっているかもしれない。これは私も非常に寂しい状況だと思います。その中で、じゃあ駒ヶ根も農業をこれからどういうふうに向かう方向に進めていったらいいのかということも、やっぱり皆さんで意見を出して一部でも阻止すべきだというように思いで取り組んでいます。

やっぱり農業自体も私は素人に近いです。ですから、高いところからの目線で見ると、こういった状況の中で何とかしないといけないのかなあという思いをしながらやっております。

私、今日はバッチをつけてきました。

あとJAのほうでもSDGsに取り組むということで宣言して、始まっております。

SDGsは誰一人取り残さないということです。

さっきの産業革命、今、産業革命が起きている状況でございますということ

なんで、じゃあ何ができるのかなあということなんですけれども、駒ヶ根市農業委員会憲章の中の4つ目に「地域農業の持続的な発展に努めます。」という一文がございます。SDGsは17項目があるわけなんですけれども、これがまさにその中の1つに当てはまります。ほかのSDGsの項目のいずれかにほとんどが当てはまるんじゃないかというふうに思います。これからも、ぜひそういう目線でも努力できたらいいんじゃないかと思うところでございます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和3年10月1日付、告示第9号をもって招集した令和3年第10回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数16名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

9番 西村功委員、13番 木下豊委員、14番 上田佳子委員 21番 白川眞武推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において12番 宮下修委員、15番 倉田益式委員を指名いたします。

今日は協議会のほうを先に行わせていただきますので、総会はここで一旦休憩いたします。

休 憩 午後3時17分

再 開 午後4時50分

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは総会を再開いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第52号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは、議案書1ページを御覧ください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更一1で示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の北4筆、計2,867㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、研修施設。

変更理由でございますが、当初計画は事業計画者が研修施設を設置する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い事業計画の見直し等を行い研修施設の設置を断念した、承継計画は市内において不動産業を営む承継者が建売住宅の建築及び販売のため転用したいというものでございます。

同日、5条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら、本日、木下委員さんが欠席ですので、事務局のほうから委員さんの意見書を代読させていただきます。

本件は既に転用済みのところであり、許可後の事業計画変更申請であり、特に問題ないと判断します。

前回の事業計画時、地域住民との関係が良好でなかったとの経過もあり、近隣住民への説明等に配慮されたいと思います。

雨水については地下浸透を基本とありますが、最近の一時集中的な豪雨等に対応できるような十分な対策を講じられたい。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第52号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

主 査

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは、議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページを御覧ください。

3—1 で表示した場所になります。

4 ページの左側が中割区、XXXXXXXXXX の西 2 筆 5,844 m²、地番で申しますと赤穂 XXXX と XXXX になります。

4 ページ右側が上赤須区、XXXXXXXXXX の東 2 筆 1,985 m² になりまして、赤穂 XXXX と XXXX になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は XXXXXXXXXX としてブドウや栗の栽培など農業に関連する事業を行うため当地を取得したい、譲渡人は自身の持病により将来的に農地の管理が困難になると想定されるため、事前に XXXXXXXXXX に管理を依頼したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 5 ページ左側を御覧ください。

3—2 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXX の東 2 筆、計 343 m² になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

価格の欄が空欄となっておりますが、今日価格のほうを確認できまして XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX ということでした。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は近くに居住しておらず管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

以上 2 件について御審議をお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 4 番

(米山 茂寿君)

1 番のほうから説明しますと、先ほど事務局のほうから説明がありましたよ

うに、本人、■■■さんは体の調子が悪いということで、早めに名義のほうを変更したいということで■■■■■■■■■■のほうに名義を移したいということです。

特に問題等はないかと思えます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今説明されました右側の土地になりますが、木下委員と一緒に確認をしました。

先ほど事務局からも話がありましたけれども、譲渡人が■■■さんということで少し■■■ありましたけれども、今回■■■のほうに贈与する目的というのは農地分散を防ぐための措置であるということと、あと、譲渡した後につきましては栗等を植えて加工したいということを申されておりましたので、問題なしとして判断いたしました。

以上です。

6 番 (田村 晴男君)

2番についてです。

中沢の上割、■■■■■■■■■■になりますけれども、御覧いただいた地図のところにありますように、細い道の上にある家が■■■さん、譲受人のうちでございます。

譲渡人は、御覧の住所の■■■のほうに転居されておりましたは、通いで耕作されておりましたけれども、通い切れないということで、そこへ譲受人のほうに申入れをして、畑があるところをそのまま畑としてずっと耕作したいということでありましたので、特に問題ないというふうに判断しました。

以上になります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 番 (村上 英登君)

1番の案件なんですけど、■■■■■■■■■■さんの耕作面積の欄に棒が引いてあるんですけど、ゼロという解釈でいいですか。

主 査 (出口 大悟君)

すみません。これはちょっと私のほうの手違いでして、赤穂の■■■■■■■■■■については、今、解除条件付きの利用権の権利設定をしておりますので、そうしますと■■■さんの耕作面積については現在■■■■■■■■■■が適切かなと思えますので、耕作面積の欄に■■■■■■■■■■と記入していただけたらと思います。

面積要件につきましては、耕作面積に今回取得する部分を合わせますと下限

面積の 50 a という条件を満たしますので、問題はないかと思えます。

1 番 (村上 英登君)
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかに何か御質問、御意見ありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 53 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは、議案書 6 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。
場所につきましては 7 ページの左側を御覧ください。
5—1 で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXX の北 4 筆、計 2,867 m²になります。
6 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、建売住宅が XXXXXX となっております。
理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでおり建売住宅の建築及び販売のため当地を取得したい、譲渡人は研修施設の建築を計画していたが新型コロナウイルスの影響により断念したことから譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、第 1 種住居地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。
以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いします。

主 査 (出口 大悟君)
地元委員さんの意見書を代読いたします。

本件は既に転用許可地であり、許可後の事業計画変更申請であり、特に問題はないと判断いたします。

前回の事業計画時、地域住民との関係が良好でなかったとの経過もあり、近隣住民への説明等に配慮されたいと思います。

雨水については地下浸透を基本とありますが、最近の一時集中的な豪雨等に対応できるような十分な対策を講じられたい。

以上になります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 54 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 55 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

そうしましたら、議案書 8 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し御提案とさせていただきます。

なお、10 月 12 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので御報告いたします。

それでは農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和 3 年 10 月 31 日付で、田んぼが 5,291 ㎡、合計で 5,291 ㎡でございます。

売手が 2、買手が 1 でございます。

9 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

まず 1 番でございますが、■■■■の■■■■さんから長野県農業開発公社が買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期はそれぞれ令和 3 年 11 月 22 日ということで、対価につきましては 160 万円でございます。

取得後の利用目的については田の予定でございます。

売買対象地につきましては10ページの議案第55号—1で表示した場所になりますけれども、 の南西になります。

続きまして2番でございますが、下平の さんから長野県農業開発公社が買い受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期はそれぞれ令和3年11月22日ということで、対価につきましては130万円でございます。

取得後の利用目的につきましては田の予定でございます。

売買対象地につきましては、10ページの議案第55号—2で表示した場所になりますけれども、 の東になります。

以上2件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、農地あっせん審査会会長 米山茂寿委員の補足説明をお願いします。

25番 (米山 茂寿君)

2件とも10月12日に審査会のほうを行いました。

特に問題はありません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

10番 (春日 知也君)

この2つなんですけれども、長野県農業開発公社が買った後、使われる方っていうのはもう大体決まっているということでよろしいですか。

次 長 (大野 秀悟君)

予定者ということで決まっております。

10番 (春日 知也君)

分かりました。ありがとうございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第55号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第55号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に報告事項 農地法第5条第1項第8号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)
11 ページを御覧ください。
農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による届出ございましたので御報告をさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 12 ページの左側を御覧ください。
報告事項一1 で表示した場所になります。
場所の説明が難しいところではあるんですけども、中沢区の上割でして、
県道 49 号線を東にずっと進んでいったところで、中山や大曾倉へ上がって
いく丁字路からさらに 1km ほど東へ進んだ県道の東側になっております。
1 筆になりまして、1,253 m²のうち 4 m²となっております。
11 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、携帯電話基地局が 1 塔。
理由でございますが、申請人はサービスエリア拡大、エリア品質向上のため
新たに携帯電話基地局を設置したいというものでございます。
以上 1 件につきまして御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、報告事項について説明のとおり御承知おきください。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 3 年第 10 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

閉 会 午後 5 時 08 分